



PIWU 広中

郵政産業労働者ユニオン

2022年 元旦

第 259 号

発行：郵政産業労働者
ユニオン 広島中央支部
TEL・FAX 082-244-7719
E-mail piwu-hirochu@
abelia.ocn.ne.jp

謹賀新年



明けましておめでとございませう。
新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中での、2回目の新年を迎えました。郵政20条裁判勝利判決を受けての新たな闘い、郵政非正規集団訴訟も全国各地で取り組まれています。なかには和解によって解決している案件もありますが、私たちが求めている非正規全体の改善とはなっていないのが現状です。その状況を放置でいいないと会社は、非正規との待遇格差是正をうたうて正社員の労働条件を下げる案を組合に提示してきています。



安倍・菅政権の大企業優先政策が終わり、岸田政権は成長と分配を掲げていますが、所詮自民党政権の政策であり、企業は人件費を大幅に引き上げるとは思えません。

労働者の団結と行動でしか労働条件改善は見込まれません。今春闘で何としても全社員賃金改善、労働条件改善に向け闘っていきます。

共にがんばろう

郵政産業労働者ユニオン広島中央支部

支部長 永瀬智之

アソシエイト社員及び期間雇用社員の 祝日給の見直しについて

【情報提供—郵政グループ】

標記について12月20日、日本郵政グループを代表して日本郵政より情報提供がありましたので周知します。祝日給の見直しは、アソシエイト社員及び期間雇用社員に対し、1月1日から3日までの各日(祝日を除く)に勤務した正規の勤務時間について新たに、祝日における勤務に準じて 祝日割増賃金(時給制契約社員の場合35/100)が支給されます。2022年1月から適用されます。

正社員の処遇引き下げを会社に撤回させる

郵政グループ4社が9月21日に提案してきた「労契法20条最高裁判決を踏まえた労働条件の見直しに関する考え方」のなかで、正社員の処遇を引き下げて期間雇用社員等に年始勤務手当を増額するとした提案を会社は事実上撤回し、私たち郵政ユニオンが要求してきた正社員と同様の割増賃金を支給するものです。

本部は12月3日におこなわれた日本郵便との交渉でも、年末年始における格差の是正を求め、1月2日及び3日の割増賃金を正社員と同様に支給するように強く主張してきました。今回の祝日給の見直し提案は、郵政ユニオンが最高裁判決を勝ちとり、粘り強く交渉を積み重ねてきた結果であり、郵政ユニオンの運動の成果です。

本部は引き続き、会社の「考え方」に沿った正社員の処遇引き下げ等を許さず、最高裁判決に則った真の処遇改善を求め全力をあげていきます。